

2008～2010年度役員（会長、副会長、事務局長、理事、監事）の選出について

標記の件について、2007年2月2日に行われた第1回日本脂質栄養学会理事会で審議した。その結果、以下の基本方針で役員を選出を行うこととした。

- ①役員被選挙権は評議員が有する。
- ②選挙は評議員による連記無記名投票とする。理事（定数枠分13名連記）と監事*（2名連記）を別々に投票する。
- ③結果の判定：理事および監事に同一会員が当選した場合には、理事選出にかかわる得票を有効とし、次点の監事を繰り上げる。当選の境界に同点者がいた場合には抽選とする。なお、開票には監事を含む選挙管理委員会が当たる。
- ④選出された理事候補者は、その任期発効に先立って互選により会長予定者を決め、会長予定者は担当役員を指名することができる。
- ⑤本学会発展のために、理事の専門分野などを勘案して別途推薦理事（4名以内）を、会長予定者が推薦することができる（非会員の場合は総会承認後正会員になるものとする）。
- ⑥以上の決定は総会の承認を得て発効するものとする。
 - * 従来の会計監事の名称を改め監事とする。会計のみでなく、会の運営全体に対する監督者の位置づけで、他の役員を兼ねることができない。

上記の基本方針による役員を選出を前倒しして、以下の手順により実施することとした。

- 1) 学会誌No 1、および学会ホームページ（HP）に今回の選挙法を報告する。
- 2) 学会誌No 1の発行2-3週後に、評議員による理事候補者の選挙を行う。
- 3) 開票は会長を含む理事若干名で行い、結果をHP上で直ちに公開する。
- 4) 新しく選ばれた理事候補13名の中から互選で会長候補者を決める。
- 5) 現会長は会長候補者へ、了承した理事候補および監事候補全員を一括して立候補するよう要請する。
- 6) 会長候補者は理事候補者および監事より了承を取り、会長推薦理事も含め、一括して立候補する。
- 7) 現在行われている方法で、評議員による会長・理事選挙を行う。
- 8) その後、理事会、総会による承認を得ると同時に会則の改定を行う。